佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道財務規程(昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号)の一部を次のように改正する。 令和4年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(支出負担行為)	(支出負担行為)
第46条 略	第46条 略
2 略	2 略
3 第1項の規定にかかわらず、管理者等は、 <u>支出負担行為整理区分</u> 表甲の支出負担行為として整理する時期が支出決定のとき、月計 総額が確定したとき、又は請求のあったときとなっている経費(支 出負担行為をするときに企業出納員に協議しなければならない経 費を除く。)については、支出負担行為伺の作成を省略することが できる。	3 第1項の規定にかかわらず、管理者等は、 <u>次の各号に掲げる</u> 経費 (支出負担行為をするときに企業出納員に協議しなければならな い経費を除く。)については、支出負担行為伺の作成を省略するこ とができる。
	(1) 支出負担行為整理区分表甲の支出負担行為として整理する 時期が支出決定のとき、月計総額が確定したとき、又は請求のあったときとなっている経費 (2) 前号に掲げるもののほか、支出負担行為伺の作成を省略する ことが適当と認められる経費
4 • 5 略	4・5 略

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。